

## 「熊本市自治基本条例素案」に関する パブリックコメント（意見公募）の結果について

「熊本市自治基本条例素案」について、平成21年7月10日から8月10日までの間に意見を募集したところ、下記のとおり、ご意見をいただきました。

つきましては、そのご意見に対します本市の考え方を取りまとめましたので、報告をいたします。

なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見は要約しますとともに、同趣旨の意見はまとめて市の考え方を述べさせていただいておりますので、ご了承ください。

### 記

意見提出件数及び人数	233件 57名
意見募集結果の公表日	平成21年9月15日～
意見募集期間	平成21年7月10日から8月10日
担当部署	市民生活局市民生活部市民協働推進課 電話096-328-2036 Fax096-324-5969 eメールアドレス shiminkyoudou@city.kumamoto.lg.jp

### 意見募集結果資料の内訳

- (1) 「熊本市自治基本条例素案」に関するパブリックコメント（意見公募）の結果について

### 意見募集結果資料の入手方法

- (1) ホームページによる閲覧
- (2) 印刷物での閲覧  
市民協働推進課、市政情報プラザ、各総合支所・各市民センター、各保健福祉センター、五福まちづくり交流センター、健軍文化ホール、市民サービスコーナー、各地域コミュニティセンターで閲覧できます。

「熊本市自治基本条例素案」に関する  
パブリックコメント（意見公募）の結果について

1 募集期間

平成21年7月10日（金）から平成21年8月10日（月）

2 素案に対する意見の提出状況

（1）提出人数 57 名

（2）件 数 233 件

（3）意見内訳

章	件 数
条例全体に関するもの	18
前文	21
第1章 総則	43
第2章 市民、市議会及び市長等の役割	41
第3章 市政の原則及び制度	39
第4章 情報共有及び参画・協働	28
第5章 コミュニティ活動	4
第6章 住民投票	3
第7章 国、他の地方公共団体等との連携	0
第8章 自治推進委員会、最高規範性及び条例の見直し	13
附則	0
その他	23

3 提出されたご意見と、それに対する本市の考え方

（対応内訳）

対応	内 容	件 数
	意見を踏まえ、素案を修正・追加補足するもの	31
	意見の趣旨等が既に素案に盛り込まれているもの	59
	市としての考え方を説明し、ご理解いただくもの	111
	今後、参考とさせていただくもの	13
	その他（素案に対する直接的な意見ではないもの）	19

#### 4 熊本市自治基本条例（素案）の修正

\* 下記の「熊本市自治基本条例（案）」は、パブリックコメントでいただいたご意見により、素案を加筆・修正したものです。加筆・修正を行った部分については、見え消し線や下線を付して明記しています。

\* なお、いただいたご意見及びそれに対する本市の考え方については、「5 素案に関するパブリックコメントでの意見及び意見に対する市の考え方」を参照ください。

### 熊本市自治基本条例（案）

#### 目次

##### 前文

##### 第1章 総則（第1条 - 第4条）

##### 第2章 市民、市議会及び市長等市の執行機関等の役割（第5条 - 第11条）

##### 第3章 市政の原則及び制度（第12条 - 第24条）

##### 第4章 情報共有及び参画・協働（第25条 - 第31条）

##### 第5章 コミュニティ活動（第32条・第33条）

##### 第6章 住民投票（第34条・第35条）

##### 第7章 国、他の地方公共団体等との連携（第36条）

##### 第8章 自治推進委員会、最高規範性及び条例の見直し（第37条 - 第39条）

##### 附則

熊本市は、清らかな地下水に恵まれ、熊本城に代表される歴史的遺産や様々な文化が息づく、快適な都市機能と豊かな自然が調和しているまちです。

わたしたちには、多くの人々の英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、日本国憲法に保障されている個人の尊重及び法の下での平等のもと、子どもたちが大人になっても大好きなふるさとであるよう、豊かな自然等を守りながら、誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して生活できる暮らししていけるまちへ発展させ、次世代に引き継いでいく責任があります。

社会の成熟化に伴い人々の価値観も多様化し、地方分権が進展する中、今日における今日の多様化する時代における地方自治は、市民が自治の主体としてその役割を自覚し、情報の共有を前提にして、積極的に市政・まちづくりに参画し、市民、市議会及び市長等市の執行機関等と協働して、自主的、自立的に進めていかなければならないものです。~~と表せん。~~

また、市議会及び市長等市の執行機関等は、公共の福祉を念頭に置き、~~を踏まえながら~~主権者である住民の信託に基づく市政を進めていかなければなりません。

そこで、地方自治の本旨を実現し、わたしたちのまち熊本市をみんなで築いていくために、市民、市議会及び市長等市の執行機関等が共有する本市の自治の最高規範として、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市長等市の執行機関等の役割並びに自治を推進するための原則を定めることにより、日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 住民 本市の区域内に住所を有する者をいいます。
- (2) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。
  - ア 住民
  - イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
  - ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。）
- (3) ~~市長等市の執行機関等~~ 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。
- (4) 参画 施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加することをいいます。
- (5) 協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいいます。
- (6) 市政 ~~市長等市の執行機関等又は及び市議会が行うすべての活動を~~いいます。
- (7) 自治 自分たちの地域を自分たちの意思で責任を持ち治めることをいいます。
- (8) まちづくり 自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、熊本市を魅力的でより快適にしていく活動をいいます。
- (9) コミュニティ活動 地域又は共通の関心によってつながった多様な組織及び集団が身近な課題を解決するために行う活動する多様な組織及び集団をいいます。

### (自治の基本理念)

第3条 地方自治の本旨に基づく住民自治の拡充推進と団体自治の確立を目指すためのある住民自治及び団体自治を確立していくための基本理念は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 市民の福祉の増進
- (2) 主権者である住民の意思を適切に反映した信託に基づく市政
- (3) 一人ひとりの人権の尊重
- (4) 情報共有、信頼及び協働による市政・まちづくりの推進
- (5) 市民の自発的及び積極的な参画による市政・まちづくりの推進

- (6) 将来にわたる持続可能な社会の実現
- (7) 国及び県との対等な関係のもとでの自立した市政の推進  
(自治運営の基本原則)

第4条 市民、市議会及び市長等市の執行機関等は、次に掲げる基本原則により自治運営を行います。

- (1) 情報共有の原則 市政・まちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 参画の原則 参画により市政・まちづくりが行われること。
- (3) 協働の原則 協働により市政・まちづくりが行われること。

## 第2章 市民、市議会及び市長等市の執行機関等の役割

### (市民の権利)

第5条 市民は、日本国憲法及び法令に定める権利を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる権利を有します。ただし、法令上保有できないものを除きます。

- (1) ~~市長等市の執行機関等~~及び市議会に対して、情報を求める権利
- (2) 市政・まちづくりに参画し、意見を表明し、又は提案する権利

### (市民の責務)

第6条 市民は、日本国憲法及び法令に定める義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる責務を果たします。

- (1) 市政・まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。~~と。ます。~~
- (2) 市政・まちづくりへの参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。~~と。ます。~~

2 事業者、地域団体、市民活動団体等は、その事業又は活動が社会生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、~~地域社会との調和に努め、~~まちづくりに取り組みます。

### (市議会の役割)

第7条 市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定める権限を有し、次に掲げる役割を担います。

- (1) ~~市長等市の執行機関等~~が行う市政を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政の実現に努めること。~~ます。~~
- (2) 広範な市民の意見の聴取及び集約に努めること。~~ます。~~
- (3) わかりやすく開かれた議会運営に努めること。~~ます。~~

### (市議会議員の責務)

第8条 市議会議員は、次に掲げる責務を担います。

- (1) 市民の信頼に応え、誠実に職務を行うこと。~~います。~~
- (2) 政策の提案及び立法に関する活動を行うよう努めること。~~ます。~~

### (市長の責務)

第9条 市長は、住民の信託を受けた市の代表として、市民の福祉の増進を図るため、地方自治法その他の法令に定める権限を行使し、総合的に市政を行います。

(市長等市の執行機関等の役割)

第10条 市長等市の執行機関等は、次に掲げる役割を担います。

- (1) 公平、公正かつ誠実に、透明性の高い市政を行うこと。~~います。~~
- (2) 市民の意向及び地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質を向上させ市民の満足度を高めること。~~ます。~~

(市の職員の責務)

第11条 市の職員は、市長等市の執行機関等の補助機関としてその役割を担い、職務を遂行するための知識と能力の向上に自己研さんに努めるとともに、全体の奉仕者として市民の視点に立って職務を行います。

### 第3章 市政の原則及び制度

(市政の基本原則)

第12条 市長等市の執行機関等及び市議会は、次に掲げる基本原則に基づき市政を行います。

- (1) 自治の基本理念及び自治運営の基本原則に基づいた市政を行うこと。
- (2) 健全な財政のもとで、総合的かつ計画的な市政を行うとともに、事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げること。
- (3) 市民に対しての説明責任を果たすこと。

(総合的かつ計画的な市政)

第13条 市は、総合的かつ計画的な市政を推進するため、基本構想並びにその実現のための基本計画及び実施計画をまとめた総合計画を策定します。

- 2 市長等市の執行機関等は、総合計画の策定に当たっては、市民の参画(以下「市民参画」といいます。)の手続を実施し、踏まえ、市民の意見を適切に反映させます。るとともに、市民への周知を図ります。
- 3 市長等市の執行機関等は、総合計画の進行管理に当たっては、市民参画の手続のもと、を踏まえ、行政評価を実施し、その結果を広く市民に公表するとともに、総合計画に反映させます。るとともに、広く市民に公表します。
- 4 市長等は、総合計画を策定し、又は変更したときは、市民への周知を図ります。

(効率的かつ効果的な市政)

第14条 市長等市の執行機関等は、効率的かつ効果的な市政を行うため、不断に行財政改革に取り組みます。

- 2 市長等市の執行機関等は、行財政改革の進行管理を適切に行い、市民に公表します。
- 3 市長等市の執行機関等は、財政状況について市民にわかりやすい資料を作成し、市民に公表します。

(組織体制)

第15条 市長等市の執行機関等は、社会経済情勢の変化及び多様化する市政の課題に的確に対応するため、効率的かつ機能的な組織体制を整備します。

(総合的な行政サービス)

第16条 市長等市の執行機関等は、市民の要望及び多様化する市政の課題に的確かつ柔

軟に対応するため、組織間の連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。

(人事体制)

第17条 市長等市の執行機関等は、適切な人事評価及び人事配置を行います。

2 市長等市の執行機関等は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。

(公益通報制度)

第18条 市長等市の執行機関等は、公益通報(市政の適正な運営を確保するために、違法な行為等について市の職員等から行われる通報をいいます。以下同じです。)を受け  
る体制を整備します。

2 市長等市の執行機関等は、通報者が公益通報により不利益を受けまいよう適切な措置を講じます。

(審議会等)

第19条 市は、法令に基づき設置する附属機関のほか、必要に応じ審議会等を設置します。

2 市長等市の執行機関等は、審議会等の委員については、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めます。

(行政手続)

第20条 市長等市の執行機関等は、適切に行政手続を行い、市政における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に努めます。

(意見等の取扱い)

第21条 市長等市の執行機関等は、市民の市政に関する意見、提案、相談、要望及び苦情に対し、迅速かつ誠実な対応に努めます。

2 市長等市の執行機関等は、前項の対応の経過、結果等について、記録を行い、公開します。

(説明責任)

第22条 市長等市の執行機関等及び市議会は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、施策に関する情報を市民にわかりやすく説明します。

(公的オンブズマン)

第23条 市は、公平かつ中立的な立場で市長等市の執行機関等が行う市政に関する市民の苦情を処理するための機関として、別に条例で定めるところにより、公的オンブズマンを設置します。

(危機管理)

第24条 市長等市の執行機関等は、市民及び関係機関との連携、協力及び相互支援のもと、災害等から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するよう、危機管理体制の構築に努めます。

#### 第4章 情報共有及び参画・協働

(情報共有の原則)

第25条 市長等市の執行機関等及び市議会は、市政に関する情報が市民との共有財産で

あることを認識し、これを市民に開示するとともに、積極的かつ迅速な提供に努めます。

2 市民は、~~市長等市の執行機関等~~及び市議会に対し、まちづくりに関する情報の積極的な提供に努めます。

3 ~~市長等市の執行機関等は、市政・まちづくりに関する情報を提供するに関する仕組みを整備します。の整備に努めます。~~

(個人情報保護)

第26条 ~~市長等市の執行機関等~~及び市議会は、市民の基本的人権の擁護及び信頼される市政の実現のため、個人情報を適正に管理するとともに、その利用、情報提供等に関し適切な保護措置を講じます。

(参画の原則)

第27条 市民、市議会及び~~市長等市の執行機関等~~は、参画による市政・まちづくりに取り組みます。

2 参画による市政・まちづくりは、男女が共同して取り組みます。

(青少年・子どもの参画)

第28条 ~~青少年・子ども(未成年の市民をいいます。以下同じです。)~~は、~~市政・まちづくりに参画する権利を有します。~~

~~市民、市議会及び市長等市の執行機関等は、青少年・子ども(未成年の市民をいいます。)~~が有する市政・まちづくりに参画する権利が実効性のあるものとなるよう参画するための環境づくりに努めます。

(協働の原則)

第29条 市民、市議会及び~~市長等市の執行機関等~~は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働による市政・まちづくりに取り組みます。

2 ~~市長等市の執行機関等~~は、協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないようにしなければなりません。

(市民参画・協働のための仕組み)

第30条 ~~市長等市の執行機関等~~は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画を拡充推進するための仕組みを整備します。

2 ~~市長等市の執行機関等~~は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。

3 ~~市長等市の執行機関等~~は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させるよう努めます。

4 ~~市長等市の執行機関等~~は、協働を拡充推進するための仕組みを整備します。

(参画と協働によるまちづくり条例)

第31条 参画と協働を拡充推進するための基本的な事項については、別に条例でを定めるものとします。

## 第5章 コミュニティ活動

(地域コミュニティ活動)



第32条 市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、地域社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動（以下「地域コミュニティ活動」といいます。）を推進するよう努めます。

2 市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら進めることとします。

3 ~~市長等市の執行機関等は~~、市民による地域コミュニティ活動が推進されるよう支援します。

（市民公益活動）

第33条 市民は、前条に規定する活動のほか、公共の利益や社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動（以下「市民公益活動」といいます。）に対する理解を深め、これを守り育てるよう努めるものとします。

2 ~~市長等市の執行機関等は~~、市民公益活動が推進されるよう支援します。

## 第6章 住民投票

（住民投票）

第34条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を把握するため、その事項ごとに定められる条例により、住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票の結果を尊重します。

（住民投票の請求及び発議）

第35条 本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

## 第7章 国、他の地方公共団体等との連携

第36条 市は、国及び県と共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力し連携に努めます。

2 市は、広域的な課題の解決を図るため、近隣の地方公共団体と連携し、広く地域全体が発展するよう努めます。~~の発展に努めます。~~

3 市は、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努めます。

## 第8章 自治推進委員会、最高規範性及び条例の見直し

（自治推進委員会）

第37条 本市の自治の推進を図り、個性豊かで活力に満ちた社会の実現に寄与するため、市長の附属機関として熊本市自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置しま

す。

- 2 委員会は、市長の諮問に基づき、自治運営の基本原則に関する重要事項その他の事項を審議します。
- 3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治運営の基本原則に関する重要事項について市長に意見を述べるができるものとします。
- 4 委員会は、自治に識見を有する者及び市民によって構成されます。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で別に定めます。

(最高規範性)

第38条 他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図ります。ることとします。各種計画の策定、見直し及び運用においても、同様とします。

- 2 市民、市議会及び市長等市の執行機関等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めます。

(条例の見直し)

第39条 市長は、この条例の施行後、4年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講じます。ずることとします。

- 2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画の手続を実施踏まえることとします。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行します。する。

## 5 素案に関するパブリックコメントでの意見及び意見に対する市の考え方

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
全体	自治基本条例にとって最も重要なのは広く市民の理解を得ることである。そのためには、市民が読んで、よく理解できる条例が大切であると考え。もっと市民の視点に立った条例文にしていただきたい。 第1次地方分権改革で地方自治体が法令の自己解釈権を持てる時代となっている。国の法令等を咀嚼したり、わかりやすく表現した条文を作って欲しい。	ご意見を踏まえ、6条、7条、8条、10条を「～こと」に修正いたしました。また、市民に分かりやすくという観点から、前文、2条、3条、13条、14条、15条、18条、23条、25条、31条、32条、33条、35条、36条、37条、38条、39条、附則の文言を修正いたしました。	
全体	小さいところですが、例えば、12条の(1)～(3)は「～こと」となっています。7条～10条は「～ます。」となっています。全体にも同じようなことがありますので一度全体を整理してください。		
全体	全体的によく配慮された文章になっている。	多くの方々のご意見により条例案がまとまりました。今後、自治基本条例について、市民の皆様への周知・広報に努めるとともに、実効性のあるものとなるよう取り組んでまいります。	
全体	特に、第1条、第3条、第23条、第27条がよくできています。この4つの条文は、特に重要な条文だと思うので、削除したり変更したりしないようにお願いします。		
全体	各条項は、当初は「住民に親しみやすい文言」が期待されていたと思うが、やはり「熊本市最高の規範」となるとなかなか難しく、お示しの素案に落ち着いたものと考えられる。内容は、市民が主体となった「民主主義」にふさわしい規範と思う。		
全体	検討委員会報告書について意見を求められた時期の案に比べシンプルでわかりやすくなった。		

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
全体	市の憲法のようなものですので、抽象的な規定も見受けられますが、よくできている条例案だと思う。		
全体	素晴らしい条例ができている。これを、議会、行政側にどうやって徹底させていくか、これが大事だ。市民側の私たちは頑張っていこうと思っている。 この条例ができあがっても安心することなく、その後をもっと頑張ってもらいたい。		
全体	5年もかけて議論したので、よりよいものになったと思います。議論する経過、プロセスが重要です。“議論を尽くして多数決をとること”が大切だと思います。今回はとてもよい議論ができたと思います。		
全体	自治基本条例素案づくりに取り組む「協働のまちづくりをすすめる市民会議」のメンバーとして、長かった春の日(21年第3回市議会提案)がくるのを楽しみにしている。		
全体	平成15年9月にスタートし、6年間も審議されているので、早期の制定を期待する。		
全体	ここまで形になると、もはや意見を言う余地は余り無いものと思われる。後は実行あるのみ		
全体	この条例を完成し、実行していただきたいです。成功を祈ります。		
全体	一年半かけて作った先の条例は棄却されました。今度こそ是非成就してください。		

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
全体	熊本市に自治基本条例は必要ありません。なぜ、このような条例を作る必要があるのでしょうか。素案には問題点がありすぎます。		
全体	この自治基本条例とは、市民という名の所謂プロ市民団体やある特定の思想団体からの地方自治ののっとり、公権力の私物化を許可する条例ではありませんか。	“自分たちのまち自分たちが創る”という考え方を基本に置き、熊本市というまちを構成する市民・市議会・行政が、それぞれの役割や責任を認識し、情報の共有による相互の信頼関係を築き、参画及び協働により、市政やまちづくりを進めていく必要があります。そして、これらのことを条例という形で明らかにし、新しい熊本市のまちづくりに取り組んでいこうとする自治体の意思表示・決意こそが、この自治基本条例制定の意図するところです。ご理解をいただきたいと思います。	
全体	日本は議会制民主主義の国です。地方においては、市民が選んだ議員と市長（行政）により、行政が行われることは、憲法の本質から考えて当然のことですが、条例素案のイメージ図を見ると、議会による市民の意見の発表とは別に、市民という枠を設けているのには何か意図があるのでしょうか。議会軽視といわれても仕方が無いと思います。市民の意見という名目で、一部の人の意見が押し通される懸念を感じます。		
全体	協働や情報共有など、いま私たちに求められている「自治」の実現に必要な基本項目は踏まえてあり、大筋としては、合格点に達した素案であると思います。 さらなる改良ができる「条例見直し」についての条項がありますので、あとは私たちが実際にこの条例を活用しながら、過不足を手直ししていけばよいのではないのでしょうか。	ご意見のように、条例を施行する中で、見直しが必要になれば見直しをしていかなければならないと考えております。	
前文	「歴史的遺産」「的」を削除 「的」は形容詞で、遺産は史実上の名詞であり文法上もおかしい	ご意見を踏まえ「熊本城に代表される歴史遺産や様々な文化が息づく」に修正いたしました。	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
前文	<p>子どもたちが安全で健やかに過ごせるような町になれば、私たち大人も同時に住みよい町、豊かな町になると思う。</p> <p>子どもたちが大人になっても大好きなふるさと熊本であるように恵まれた自然を利用して、環境づくりをしていただければうれしい。</p>	<p>将来のまちづくりを担う子どもたちが、まちに愛着を持つための環境整備は非常に重要なことから、ご意見を踏まえ、前文に「子どもたちが大人になっても大好きなふるさとであるよう、豊かな自然等を守りながら」と「誰もが暮らしていける」を加えました。</p>	
前文	<p>どのような「熊本市づくり」にするのかを謳うべきではないか。例えば「住みやすい、環境に配慮したまちづくりをすすめる」、「この条例の制定することにより、誰もが暮らしやすい熊本市づくり・まちづくりを推進する」、「市民のお互いが助け合い、慈しみあいながら自治を実現する」などを規定しておく。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「豊かな自然等を守りながら」を加えました。</p>	
前文	<p>「良好な環境云々」を挿入</p> <p>CO2削減、環境保護・再生など温暖化対策は地球的課題。外的要因だけでなく、熊本都市圏でも、様々な開発や経済活動により、ヒートアイランド現象と大気汚染は進行（気象台資料）している。</p> <p>わたしたちは、緊急且つ避けられない課題として、後世に良好な環境に改善し、保護していく責任がある。是非挿入して欲しい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「豊かな自然等を守りながら」を加えました。</p>	
前文	<p>熊本の自然（水、緑の木々、空気ほか）を将来にわたって守っていこうという条項を追加して欲しい。</p>		
前文	<p>熊本市がなぜ今、この条例を制定するに至ったかを記述すべき。背景と必要性を説明文に記載するよりは、条例本文に明確に表現すべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、前文に「社会の成熟化に伴い人々の価値観も多様化し、地方分権が進展する中、今日における」に修正しました。</p>	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
前文	<p>前文３段落目の頭に「今日の多様化する時代…」とあるが、何が多様化するのか明記すべき</p> <p>[理由]</p> <p>「市民の価値観」、「市民のニーズ」他、何が多様化なのか書かなければ分かりません。</p>		
前文	<p>「公共の福祉を踏まえながらについて</p> <p>住民、市民の権利がこの「公共の福祉」の概念において制限されないよう、十分な注意の行き届いた表現にすべきであります。</p> <p>市議会、行政の政策・施策の追求において、住民・市民の権利が制限され、さらに侵害されることのないよう十分注意された表現にすべきであると思っております。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「公共の福祉を念頭に置き」に修正しました。</p>	
前文	<p>前文は熊本市にふさわしく、まとめて素晴らしいと思う。</p>	<p>ご意見の趣旨については、前文に既に含まれていると考えております。</p>	
前文	<p>市民の政令指定都市に向けた自治意識の高まり、まちづくりや新たなコミュニティづくり、自主的な財政運営などこれからの地方分権社会の促進のために「これからの熊本市づくりに必要なルールを定めるもの」であることを謳うべきではないか。</p>		
前文	<p>「日本国憲法に保障されている個人の尊重及び法の下での平等のもと、希望と誇りをもって心豊かに安心して生活できるまちへ発展させ、次世代に引き継いでいく責任があります」というより、まちへ発展させるという意味を表明すべきではないか。</p>		

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
前文	<p>第38条の最高規範性の趣旨を、前文に盛り込んだほうがよい。広い意味での市民が、この条例の精神を尊重し、熊本市の自治の実現に向かって参画し、この条例を育てていく意思があること、この条例が最高規範性を持つことを明確にしたほうがよい。</p>		
前文	<p>「天災や戦争の惨禍云々」を挿入  本市は記録されているだけでも幾度となく大地震、台風、洪水、戦争（西南戦争、太平洋戦争など）で多くの犠牲者と壊滅的な災害を経験してきた街でもある。  現在にいたる街の発展と安心して市民生活ができるのは、納税者であり献身的な従事者でもあった多くの市民の力と行政のバックアップがあったからこそ。  いつの時代も歴史の教訓と感謝の気持ちを忘れないために、《市民会議素案》に各班とも盛り込んでいた。謙虚に受け止め具体的に記述、挿入して欲しい。</p>		
前文	<p>「わたしたちは、幾多の天災や戦争の惨禍から再建し、発展させてきた多くの人々に感謝するとともに、良好な環境と安心して心豊かに生活できるまちへ発展させ、次世代に引き継いでいく責任があります。」</p>		



項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
前文	<p>自然が豊かで長い歴史を持つ熊本市にふさわしい格調高い前文だと思ふ。また、義務を伴わない権利のみの主張が多い昨今の風潮の中で、” 公共の福祉を踏まえながら ” という一文は高く評価できる。</p>		
前文	<p>「...この条例を制定します。」の後に、「さらにこの条例をより良い条例に発展させていくために、市民、議会、市長、執行機関は、そのための努力と責務があります。」を加える。 自治を担う三者に特別の責務があるため。</p>	<p>第39条に条例の見直しを規定しており、特に前文に加筆する必要はないと考えております。</p>	
前文	<p>公共の福祉といった既に憲法や地方自治法に定めのある内容については重複するため、削除してもよい。</p>	<p>市議会及び市長等が「公共の福祉を念頭に置き」市政を進めていくことは必要であると考え、「公共の福祉」の削除はいたしませんでした。</p>	
前文	<p>「市議会及び市の執行機関等は、<u>公共の福祉を踏まえながら...</u>」は、憲法に「公共の福祉に反しない限り」と規定されている。憲法に謳われていることを条例の前文にあえて謳う必要はない。</p>		
前文	<p>「自主的、自立的に進めていかなければ成りません」とあるが、本来国民民主権ですので、市政に参画するのは権利と考えます。また、何よりも生命を大切にするために、諸施策が生み出されることを入れるべきではないでしょうか。</p>	<p>市民・市議会・市長等が協働して市政・まちづくりを進めていくことが必要であると考えております。生命を大切にすることは何よりも大事なことだと考えますが、趣旨は「誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心してくらししていけるまちへ発展させ」に含まれていると考えております。ご理解をいただきたいと思います。</p>	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
前文	<p>素案の前文に、本市の最高規範としてこの条例を規定するとありますが、熊本市の政策と国家の政策が反した場合、熊本市民はどちらを優先すればいいのでしょうか。他の自治体でもすでに問題となっておりますが、住民投票により国の政策と真っ向から反対する政策を盛り込む自治体さえあります。</p>	<p>第36条で規定しておりますように、国や県とは対等ではありませんが、相互に協力して、新しい熊本市のまちづくりに取り組んでいかなければならないと考えております。</p>	
前文	<p>「日本国憲法に保障...法の下の平等のもと」の箇所 全部削除</p> <p>基本的人権と法の下での平等は、憲法第3章全文、特に第11条・13条・14条に明記し、何人たるも当然の権利として有している。</p> <p>個々の問題は、憲法および関連法に従い行政への働きかけ、市民同士が行動すれば良いのであって、場合によっては司法の場に判断を委ねることもできる。</p> <p>従って、敢えて自治基本条例に盛り込む必要はなく、有能な方々の議論を踏まえ出来上がった文案としては、おかしい。</p>	<p>条例素案作成のコンセプトとして、「他の法令等に規定されているもの」については、特に必要なものは盛り込むこととしており、「個人の尊重」「法の下での平等」については特に必要なものと判断いたしました。ご理解をいただきたいと思いません。</p>	
(第1条) 目的	<p>第32条にも記載があるように、「地域社会」の表現は狭く、ここでは、「社会」或いは「熊本市」(4年後の見直しでは「政令指定都市熊本」とすべきです。但し、どうしても「地域社会」を書き込みたければ、「地域社会及び熊本市」と記載してはどうですか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第1条、第6条、第32条の「地域社会」を「社会」に修正しました。</p>	
(第1条) 目的	<p>「市民が主体、主役の熊本市の自治を市民自らが進め、また、運営する基礎となるもの」を視点として記載すべき。</p>	<p>ご意見の趣旨については、目的に既に含まれていると考えております。</p>	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
(第1条) 目的	第1条は以下のように提案する。 「この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則とそれに基づく自治の制度、自治の機構の確立、自治を担う根源的主体である主権者市民と信託された市議会と市長等の役割と責任を定め、日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づいて住民自治を推進確立し、もって市民の福祉と個性豊かで活力に満ちたすみよい地域社会の実現を目的とする。」		
(第1条) 目的	第1条の後半を「...市民の幸福と個性豊かで活力に満ちた社会の実現...」に(下線部)加筆及び修正すべき 〔理由〕原始である市民の幸福を目指す中で、その集合体である熊本市は、個性豊かで活力に満ちた社会を目指すといった表現へ修正。		
(第1条) 目的	「...もって個性豊かで活力に満ち、かつ安全・安心な地域社会の実現...」 〔理由〕政令市に向け大きく踏み出した。安全・安心の都市熊本市をアピールすべく「自治の基本理念」に追加すべきである。	第1条(目的)は、本条例に規定する内容を明らかにし、最終目的を定めたものです。「安全・安心」「自らの負担により」は大事な視点だとは思いますが、条例の目的としては現行内容が適切であると考えております。	
(第1条) 目的	自治の基本原則である「自らの負担により」の視点が欠けている。		
(第2条1号) 定義	第1号の「住民」の定義は、「者」ではなく「自然人」とすべきと考える。 住民の定義の自治法10条の解釈が一層自然人に特定されたものとして解釈が定まるものと考えます。	「住民」の定義については、市民にわかりやすくという観点から「本市の区域内に住所を有する者」としております。	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
(第2条2号) 定義	市民の定義が厳密でなく、熊本市で事業・活動をする個人・団体とあるが、市外から来て意見を押し通そうとする団体を阻止できない。	これからの新しい熊本市をつくっていくためには、本市に関係する幅広い人々の参画と協働が必要であるという考えから、「住民」のみならず、通勤・通学者、事業者、地域団体、市民活動団体を「市民」と定義しております。	
(第2条2号) 定義	市民の定義が曖昧すぎます。通勤者、通学者、活動団体、事業者などが含まれていますが、居住者と非居住者をひとまとめにして市民と定義することは、権利、義務の関係から問題があります。 住民と熊本市には法的な権利、義務の関係が生じますが、非居住者には存在しません。 市民の定義として、熊本市に居住地を定めて住民登録をされ、選挙権を持つ者と明確に規定すべきです。	なお、憲法等で定められている権利等については、第5条で「法令上保有できないものを除きます。」として整理しております。	
(第2条2号) 定義	第2号は、「法人・団体」を入れるべきではない。 社会の構成の基礎はあくまでも個人を基礎に成り立っているから。		
(第2条2号) 定義	「市民」の定義の絶対条件として、日本国籍の有無は問われるのか。外国籍の者も本市に住所を有すれば含まれるのか。		
(第2条2号) 定義	地方政治もその地域に住む日本国民によって選挙を通じて行うものですが、この素案では国籍も問わず、熊本市地域内で活動する団体でさえあれば、市民とみなすのは危険だと思います。意図を持って全国、あるいは他国から集結し、活動する団体の意見を無視することができなくなる危険性が考えられます。 条例案を出すにあたっては、細心の注意を払ってほしいと思います。		

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
(第2条2号)定義	日本に住む外国人は、国家主権に関わることなので一地方都市の条例とはいえ、憲法上の問題もあるため、参加資格はないと明確に規定してください。国家主権の侵害は許されません。昨今、マスメディアの誘導もひどいものですが、在住外国人が治めている税金は、地方政治のサービスの恩恵を享受している対価であり、参画権とは全く関係ありません。		
(第2条3号)定義	「市の執行機関等」は分かりにくいです。単純に「市長等」や「行政」という表現に変えられませんか。	ご意見を踏まえ、「市長等」に修正しました。	
(第2条6号)定義	第6号は議会と行政を区別して明記。 二代表制の元で用語の正しい使用 「議会」 政策の決定機関...政治機関、政治的決定、政治代表機関 「行政」 執行機関...議会の決定、議決を主に執行する機関、中立的機関 主な活動は何かで規定される。	ご意見を踏まえ、「市政」の定義を「市長等又は市議会が行う活動をいいます。」に修正しました。	
(第2条7号)定義	第7号の「責任を持ち治める」を、「責任を持ち自ら治める」とする。自治の本質が一層、住民・市民にとって理解しやすくなる。	ご意見の趣旨については、既に含まれていると考えております。	
(第2条8号)定義	まちづくりの定義をもっと市民に分かりやすくして欲しい。ある県の条例では「地域づくり活動」の解釈として「地域社会の協働利益の実現のための活動」としてあったと思うが、当市は「魅力的でより快適にし	まちづくりの定義は、ご指摘のように様々なものが考えられますが、現行内容がわかりやすく適切であると判断いたしました。ご理解をいただきたいと思います。	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
	ていくための活動」としており、表現は美しいが、漠然としていると思う。		
(第2条9号) 定義	「コミュニティ」が定義されていますが、第5章では「コミュニティ活動」という言葉が使われていますので、「コミュニティ活動」を定義してはどうですか。	ご意見を踏まえ「コミュニティ活動」を定義いたしました。	
(第3条) 自治の基本理念	冒頭に、「市は次に掲げることを基本理念とし、地方自治の本旨に基づき住民自治を拡充と推進を図るとともに団体自治の確立を目指します」を挿入。	ご意見を踏まえ、「地方自治の本旨に基づく住民自治の拡充推進と団体自治の確立を目指すための基本理念は」に修正しました。	
(第3条) 自治の基本理念	自治の推進に欠くことのできない条項として明文化されたことは意義深い	7項目の自治の基本理念に基づき、熊本市の自治を進めていきたいと考えております。	
(第3条2号) 自治の基本理念	(2)号は、「市民の信託に基づく市政を推進すること」とすべき。		
(第3条2号) 自治の基本理念	「住民の意思を適切に反映した」とは、何か。多数決の原則が表にでており、少数意見の尊重の理念が含まれていない。	ご指摘の事項につきましては、「主権者である住民の意思を適切に反映した信託に基づく市政」に含まれていると考えております。	
(第3条2号) 自治の基本理念	単純に「住民自治の原則にもとづく市政」としてもよい。		
(第3条2号) 自治の基本理念	2号については、「信託に基づく市政」を「信託に基づく議会・行政」にすべき。		

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
(第3条3号) 自治の基本理念	一人ひとりの人権尊重、平和な地域づくり 日本国憲法を尊重され、熊本市自治基本条例(素案)は賛成の立場、最終的には各自治会にあると思います。 第3条の3号に平和な地域づくり挿入願います。	「平和な地域づくり」については、第32条2項で「思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう」としており、ご指摘の趣旨は含まれていると考えております。	
(第3条3号) 自治の基本理念	第3条(3)「一人ひとりの個性と人権の尊重」と、「個性」を加えるべき 〔理由〕 目的の「個性豊かで(中略)の実現」は、「一人ひとりの個性」が尊重されてこそ実現するもの。原始である市民「一人ひとり」と記す理念の部分にも書く必要があります。	一人ひとりの個性が尊重されることは重要なことですが、「一人ひとりの人権の尊重」に含まれていると考えております。	
(第3条4号) 自治の基本理念	(4)号の情報の共有には、「情報の公開・透明性の確保」をはっきりと明記した方がよい。積極的な公表・公開、説明責任を果たす意味を含むとすべき。	「情報公開・透明性の確保」は「情報共有」に含まれていると考えております。なお、「説明責任」については、市政の基本原則で掲げております。	
(第3条4号) 自治の基本理念	情報の共有という文言が第3条(4)のみならず、前文や第4条その他において再三にわたり明記されていますが、それを利用できる市民とはいったいどういう市民なのでしょう。政策立案には様々なデータが必要ですが、そのデータは行政が公権力を用いて集積したものです。それを利用するためには、公務員は守秘義務などの縛りがありますが、それを利用できる市民にも、利用するための何らかの制約はあるのでしょうか。一市民がそのようなデータを入	行政文書の開示手続きについては、熊本市情報公開条例で定められており、平成10年10月から行っております。その中には、不開示情報が定められており、この条例でいう情報の共有等は、これらの規定を踏まえて行われます。	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
	<p>手できる根拠はどこにありますか。 そのような市民の存在は許されません。</p>		
<p>(第3条5号7号) 自治の基本理念</p>	<p>(5)、(7)号は、市政運営の基本原則のようにとられる。参画と協働、情報公開と共有など明確な表現が適当。</p>	<p>「市民の自発的及び積極的な参画による市政・まちづくりの推進」と「国及び県との対等な関係のもとでの自立した市政の推進」は、自治を進める市民、議会、行政の共有する考え方として重要であることから、自治の基本理念に掲げました。また、参画、協働、情報共有については、自治の基本理念に既に含まれていると考えております。</p>	
<p>(第3条6号) 自治の基本理念</p>	<p>将来性(特に環境)に関することについて記載されているのであれば、細かく考えていくべきことだと思う。自然は熊本の象徴であり、まちづくりにおいて重要。この項目は残したほうがよい。</p>	<p>「持続可能な社会の実現」とは、財政的にも、環境的にも市民が安心して、愛着を持って住み続けることができる社会を実現するということで、そのような社会を次世代へ引き継いでいくということが重要であることから、明記しています。ご理解をいただきたいと思います。</p>	
<p>(第3条6号) 自治の基本理念</p>	<p>6号の「持続可能な社会」は環境のことかと思うが、自治の下地として、インフラ(水道)を地下水に頼っているため、熊本市カラーを出すべく、もっと具体化してもよいのでは。</p>		
<p>(第3条6号) 自治の基本理念</p>	<p>「将来にわたる持続可能な社会の実現」は、表現が抽象的であることから、具体的な、例示をすべきである。</p>		
<p>(第3条6号) 自治の基本理念</p>	<p>6号「持続可能な社会の実現」を、「持続可能な循環社会の実現」とすべき。もともと社会、自然は循環型である。持続可能な循環型社会の実現にしたほうが、この条文の趣旨に合致するのではないか。</p>		



項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
(第3条6号) 自治の基本理念	6号の「持続可能」は、話でもあったようにさまざまな意見があるようだが、将来にわたる持続可能な社会とはどのような社会か。大きすぎてよくわからない。		
(第3条7号) 自治の基本理念	熊本市は日本国を形成している一地方都市です。国政の基本は憲法に規定されています。よって第1章第3条(7)は削除が妥当です。対等な関係などありえません。	地方分権改革により、国・県と対等・協力関係のもとでの自立した市政の推進が求められていると考えております。ご理解をいただきたいと思っております。	
(第3条7号) 自治の基本理念	国、県との対等な関係は、もっと説明が欲しいように思います。	第36条で「国及び県と共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力し連携に努める」ことを記載しております。	
(第3条7号) 自治の基本理念	地方自治の立場では、国、県との対等な関係のもとでは分かるが、国、県、周りの市町村と協働していく姿も必要だと思う。		
(第3条) 自治の基本理念 (追加して欲しい項目)	8号として、「市民の安全・安心の意識発揚と環境に配慮したまちづくりの推進」 〔理由〕 第1条(目的)にも記したとおり「安全・安心」の熊本市づくり、さらにはタバコの路上禁煙地域指定、ポイ捨て禁止など条例の制定、道路端でのゴミのポイ捨ての抑制など、熊本の快適な環境を醸成するためにも、(1)～(7)号にないものを是非新規項目に入れるべきである。	「市民の安全・安心の意識発揚と環境に配慮したまちづくりの推進」については、個別の分野としては大事な視点であると考えますが、自治の基本理念は、市民、議会、行政の共有する基本的な考え方を定めたものでして、個別分野の事項は規定しておりません。	
(第3条) 自治の基本理念	「市民が主体となって自治を推進すること」を挿入すべき。	ご意見の趣旨は「住民自治の拡充推進」に含まれていると考えております。	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
(第4条) 自治運営 の基本原則	自治の推進に欠くことのできない条項として明文化されたことは意義深い	自治運営の基本原則として、3項目を掲げました。この3項目に基づき、熊本市の自治を進めていきたいと考えております。	
(第4条) 自治運営 の基本原則	「基本原則により」の後に、「自治を推進し」を挿入。また、「住民自治の原則」「説明応答責任の原則」「市政運営の透明性の原則」を加筆すべきではないか。	自治運営の基本原則は、市民、議会、行政の共通の基本原則を定めたもので、「説明応答責任の原則」「市政運営の透明性の原則」については、この3者共通の原則ではないことから盛り込みませんでした。また、「住民自治の原則」は、第3条で住民自治の拡充推進を目指すことを明確にさせていただいております。	
(第4条) 自治運営 の基本原則	第1号の「共有」の後に「実現」を挿入。	情報共有の原則を実現するために、第25条を定めています。	
(第4条) 自治運営 の基本原則	参画の原則、協働の原則とありますが、いったいどのような市民が施策の立案・実施・評価に関与でき、市議会と対等な立場に立てるのでしょうか。また、関与できる市民はどうやって選ばれるのでしょうか。	第30条で記載しておりますように、市民参画や協働を拡充推進するための仕組みは整備してまいりますので、多くの市民の方々に、参画、協働していただければと考えております。	
(第5条) 市民の権利	「...自治の基本理念を実現、自治運営の基本原則を確実に遂行するために、市民は、次に掲げる...」下線部を挿入。	市民の方々に「自治運営の基本原則を確実に遂行する」というのは、厳しすぎると判断し盛り込まないことといたしました。	
(第5条) 市民の権利	第1号の「情報を求める権利」は、「情報を取得する権利」に替えるべき。	自治の基本理念を実現するための市民の権利としては、記載の権利が必要だと判断いたしました。ご理解をいただきたいと思っております。	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
(第5条) 市民の権利	<p>新たに市民が市政・まちづくりに参画していくうえで、市民・住民の権利として、次の事項を条文に明記すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市政・まちづくりについて説明を求める権利</li> <li>・市政・まちづくりについて学習する権利</li> <li>・協働をする権利</li> <li>・安心・安全で良好な自然的、社会的、文化的な環境の地域社会で暮らす権利</li> <li>・清浄な地下水を享受する権利 (当然、清浄な地下水を守る責務が住民市民に発生する。)</li> </ul>		
(第5条) 市民の権利	<p>第2号はわかりやすく分類し、「市政・まちづくりに参画する権利」と、「意見を表明し提案する権利」にすべき。 これは、旧行政案(H17.3議会上提案)でも明確に市民の権利として条文に明記され、今回の検討委員会の合意事項でもある。 検討委員会合意事項を行政案に遵守すべきである。</p>	<p>「市政・まちづくりに参画する権利」「意見を表明する権利」「提案する権利」の3つの権利を記載しておりますが、いずれも関連する事項であることから、一つの号にまとめました。</p>	
(第6条) 市民の責務	<p>(1)号は、市民の責務として、まちづくりに取り組むことを求めるのはいかがなものか。</p>	<p>市民の「自らまちづくりに取り組む」責務については、市民の方々が必ずしなければならないという義務規定とすることは、厳しすぎることから努力規定とさせていただきました。</p>	
(第6条) 市民の責務	<p>1号については、「努めます」ではなく、もう少し強力な言葉の表現にしてもらいたい。自治会は任意団体ですので、市民部局にいていただくように希望します。</p>	<p>また、市政は「市長等又は市議会が</p>	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
(第6条) 市民の責務	(1号) 「...又は自ら <u>市政・まちづくり</u> に取り組むよう努めます」 下線部挿入。	行う活動」としておりますので、市民は自ら取り組むのではなく、参画することとしております。	
(第6条) 市民の責務	市民と規定されており、通勤者・通学者にも努力をもとめるべきか疑問。	これからの新しい熊本市をつくっていくためには、本市に関係する幅広い人々の参画と協働が必要であるという考えから、住民のみならず、通勤・通学者、事業者、地域団体、市民活動団体を含めております。	
(第6条) 市民の責務	第1項(1)(2)についてなぜ「に」でなくて「へ」なのか。「へ」は方向性をあらわすものではないでしょうか。	前後の文言、及び(1)(2)のつながりを踏まえて、「へ」「への」にしております。	
(第6条) 市民の責務	市民の権利、市民の責務が言われているが、後では、市民の責務だけと言われるような気がする。	新しい熊本づくりを進めるためには、市民、議会、行政がそれぞれの役割を果たすことが重要だと考えます。市民の責務は努力規定となっておりますが、可能な限りご協力をお願いしたいと思っております。	
(第6条) 市民の責務	「市政・まちづくりへの参画...」とあるが、これは市民のみならず、事業者、地域団体、市民活動団体等や、市議会、市議会議員、市長、市の執行機関等、市の職員のところにもぜひ加筆してください。 自己責任論を国民に向かって言われた大臣がおられますが、その方が自己責任を果たしていかれたとは思えません。 広島、長崎の被爆者の方々や、水俣病を初めとする公害等々、苦しんでいる方々が自ら運動をして尚、何十年も責任をとってもらえないような冷たい自治体になることはない	事業者、地域団体、市民活動団体等は、「市民」の中に含まれており、市の職員等も市民としてまちづくりには参画していかなければならないと考えております。	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
	<p>よう、分かりやすい文章で参加しやすい熊本市にいたしましょう。</p> <p>特に、様々なアイデアや声を計画の時から公平に意見を聞き共有できるうえ、市の知識として吸収できる仕組みが必要です。</p>		
(第6条) 市民の責務	<p>(2項)</p> <p>「事業者、地域団体、市民活動団体は、<u>その社会的役割を自覚し、その事業...十分配慮するとともに、地域社会との調和を図るよう努め、まちづくりに取り組みます。</u>」</p> <p>下線部挿入。</p>	<p>「社会生活に及ぼす影響」の中に「社会的役割を自覚」「自然環境及び生活環境」は含まれていると考えております。</p>	
(第6条) 市民の責務	<p>第6条に、「事業者は、事業活動を行うにあたり自然環境及び生活環境に配慮するよう努める」という項目を追加する。</p>		
(第7条) 市議会の役割	<p>1号の「市政を監視」は「行政を監視」に替える。</p>	<p>「市長等の行う市政を監視」としており、ご指摘の「行政を監視」と同義であると考えております。</p>	
(第7条) 市議会の役割	<p>もっとはっきり書いてよいと思う。「努めます」では納得いかないし、市民の意見をまとめる場なので実行まで果たして欲しい。</p>		
(第7条) 市議会の役割	<p>「努める」と書いても本当に努めるとは思えない。もっと厳しく書いたほうがよい。</p> <p>熊本市はもっとはっきりとした態度をとる必要があるのでは。厳しい状態から緩和すると従うが、緩い状態から厳しくすると不満が出ると思う。最初から緩く定めるのはどうなのか。</p>	<p>市議会の役割については、特に重要な事項を掲げておりまして、具体的には議会の中で行われますことから、このような規定にしております。</p>	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
(第7条) 市議会の 役割	「努めます」という努力規定が多く、もう少し強くアピールのある言葉を使って欲しい。		
(第7条) 市議会の 役割	第7条(1)、(2)、(3)の末尾「努めます。」は、努力規定でなく、義務規定とすべき [理由] 市民の期待に応える議会(信託された議員)の立場へ配慮して、一部議員も参加しての検討委員会報告書のレベルから、一步踏み込んで「図ります。」や「行ないます。」と、決意を表す義務規定に、シフトすべきだと考えます。市民の意見でこそ出来る変更です。		
(第7条) 市議会の 役割	「努めます」「努める」ではないか。 議会の役割・議員の職務であるので努力目標ではないと思う。		
(第7条) 市議会の 役割	3号「わかりやすく開かれた、 <u>市民参画</u> の議会運営に努めます。」 下線部挿入。		
第2章 市民、市議 会及び市 の執行機 関等の役 割	市長、市議会及び市の執行機関等の役割が列記してありますが、国法で既に決められているので制定する必要はありません。 新たな規定は無駄であり不必要です。		
(第7条) 市議会の 役割	市議会の役割として、「市議会は立法機関として、この条例で求められている条例、自治を推進するためのその他の条例を制定する責務がある。また、制定に向けて積極的に努力する。」を追加すべき。		

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
(第7条) 市議会の役割	市民との協働の視点から、「市民との協働で、条例の制定を図る」を追加する。		
(第7条) 市議会の役割	4号として、「自主的に議会基本条例の制定を目指します」の条文を加える。		
第7条、第8条	市議会の情報公開と説明責任を明記する条項がほしいです。また市議会、議員に関する条項すべて「努力規定」となっていますが、市議会も議員も、市民の信託を受けて市民を代表する、責任重大かつ大きな権限を持つ立場ですから、これらは「義務」ないし「責務」とするべきだと思います。		
(第8条) 市議会議員の責務	1号の「市民の信頼に応え、 <u>公正かつ誠実に職務を行います。</u> 」下線部を追加いただきたい。	市議会議員の責務については、特に重要な事項を掲げておりまして、具体的には各議員が行うことから、このような規定にしております。	
(第8条) 市議会議員の責務	1号は、「信頼」を「信託」に替える。 議員が住民の選挙によって選ばれること、これにより議員としての権限を特別に付与されることを明記する。「市民の信託に応え、誠実に職務を行います」		
(第8条) 市議会議員の責務	「市議会議員は、 <u>市民から選ばれたものとして、次に掲げる...</u> 」下線部を追加いただきたい。		
第8条	「努めます」「努める」ではないか。 議会の役割・議員の職務であるので努力目標ではないと思う。		

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
(第8条) 市議会議員の責務	「努めます」は、「積極的にいきます」にすべき		
(第8条) 市議会議員の責務	市議会議員の責務のある行動は誰が見るのか。		
(第8条) 市議会の責務	市議会議員に対して、遠慮し過ぎではないかという意見もあるが、市議会も協働に必要不可欠な要素である。どれかに厳しくするという形ではなく、皆で協力するという姿勢が必要。また、市議会議員にも、発言しやすい場所を作ったり、住民の苦情を適切に取り入れる仕組みや中間組織も必要である。		
(第9条) 市長の責務 第9条、第10条、第14条～第18条、第20条、第21条	<p>「市民の信託を受けた」は、当然のことで重複するため不要では。</p> <p>第9条、第10条、第14条から第18条及び第20条、第21条に記載の「市政」は、「行政」又は「行政運営」と記すべき</p> <p>〔理由〕</p> <p>これらの条項は、市長及び市の執行機関等が、影響力を行使する(役割及び職務等)内容であり、その対象を、議会も含む「市政」としているのは間違っています。</p> <p>条例化の過程での、議会との関係もあつての苦肉の表現かも知れませんが、定義に「市政」は、「市の執行機関等及び市議会が行なうすべての活動をいう」とあり、二元代表制の一翼を担う議会が、行政の影響(統治)下にあることになるのはおかしい。</p> <p>因みに、議会の役割を記す第7条1</p>	<p>ご意見のとおり、「市民の信託を受けた」は当然のことですが、重要なことでもありますことから、再度、規定しております。</p> <p>ご意見を踏まえ、「市政」の定義を「市長等又は市議会が行うそれぞれの活動をいいます。」に修正しました。</p>	



項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
	項では、「市の執行機関等が行なう市政を監視し」と、職務権限の及ぶ範囲を正しく限定しています。		
(第9条) 市長の責務	「市政」を「行政」に替える。 なぜなら、市長は行政の長であること、行政は執行機関であるからである。 二元代表の原理に基づいて考えれば、これは総合的な「市政」ではなく、総合的な「行政」に替えるべきと思われる。		
(第10条) 市の執行機関等の役割	1号の「市政」を「行政」に替えることが、正しい文言の使い方と思われる。		
(第11条) 市の職員の責務	もう少し砕いた表現にしないと全ての市民がわかる形にはならない。 例えば、「自己研さん」という表現の意味がわからない。	ご意見を踏まえ、「自己研さん」を「知識と能力の向上」に修正しました。	
(第11条) 市の職員の責務	「市職員は、自己の責務を自覚し、その職務を全うするため、常に自己研さんに努め、誠実かつ適正に職務を遂行するものとする」に改めたらどうか。 「市の執行機関等の補助機関として…」は引っかかる。	市の職員は、市長等の補助機関であり、第10条の市長等の役割を担うとともに、第11条の市の職員の責務を担うこととなります。 市の全体の奉仕者として市民の視点に立って職務を行うことは当然のことではあり、責務として明確に	
(第11条) 市の職員の責務	「職務を遂行するために」を削除し、「…自己研さんを努めるとともに」の後に、「その職責が住民の信託に由来し、」を挿入。 職責・職務の正当な権利を保障している。	しています。	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
(第11条) 市の職員の責務	市の職員の責務のある行動は誰が見るのか。		
(第11条) 市の職員の責務	「市民の視点に立って」とはどんなことでしょうか。 わざわざ必要なことか、全体の奉仕者とは一部の奉仕者ではないということです。		
(第12条) 市政の基本原則	2号の「市政」を「行政」に替える	ご意見を踏まえ、「市政」の定義を「市長等又は市議会が行うそれぞれの活動をいいます。」に修正しました。	
(第12条) 市政の基本原則	3号は、「市民に対して <u>誠実にわかりやすい説明</u> 応答責任を果たすこと」とし、下線部を挿入。	「説明責任」については第22条（説明責任）で「市民にわかりやすく説明します。」としているため、ここでは修正いたしませんでした。なお、「説明責任」に「応答責任」も含まれていると考えております。	
(第12条) 市政の基本原則	4号として、「法令の解釈運用にあたって、住民の福祉と住民の権利を目的とし、法、条例に基づいた市政運営を行う。」の条文を加える。 5号として、「出資団体等について情報公開と必要な指導調整を行う。」の条文を加える。	具体的な手法に係るご意見ですが、分かりやすい条文とすることを条例作成のコンセプトとしており、具体的な手法等については、個別に整理していくこととしております。	
第3章 市政の原則及び制度	第3章「市政」は、「議会・行政」に替える	ご意見を踏まえ、「市政」の定義を「市長等又は市議会が行うそれぞれの活動をいいます。」に修正しました。	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
(第13条)総合的かつ計画的な市政	第2項では、「市民の意見を反映させる」ということと、「市民の周知を図る」ということが記載されていますが、どちらも重要だと思いますので、別立てにしてはどうですか。	ご意見を踏まえ、第2項の「市民への周知を図ります」を削除し、新たに第4項に「市長等は、総合計画を策定し、又はこれを変更したときは、市民の周知を図ります」を追加しました。	
(第13条)総合的かつ計画的な市政	第1項は以下のように提案 「市の執行機関等は、総合的かつ計画的な行政を推進するため、最上位の計画である議会の議決による基本構想とその実現のための基本計画及び実施計画を総合計画として策定します。」 実施計画は行政の仕事であると思われるから。	ご意見の趣旨は条文に含まれていると考えております。	
(第13条)総合的かつ計画的な市政	第3項は以下のように提案 「市の執行機関等は、総合計画の進行管理にあたっては、市民参画の手続きを踏まえ総合計画進行評価委員会を設け、行政評価を実施し、その結果を総合計画の見直し等に反映させるとともに広く市民に公表し、説明します」	総合計画の進行管理に関する具体的なご意見ですが、分かりやすい条文とすることを条例作成のコンセプトとしており、具体的な手法等については、個別に整理していくこととしております。	
(第13条)総合的かつ計画的な市政	第4項として、「総合計画は財政計画と結合担保され、他の計画は総合計画との整合性を図らなければならない。」を加える。	第1項に市政の基本原則として「健全な財政のもとで、総合的かつ計画的な市政を行う」としており、ご指摘の趣旨は含まれていると考えております。	
(第13条)総合的かつ計画的な市政	第13条の市民参画は、議会制民主主義という憲法の理念に反しませんか。	市民の皆様の意見を反映した総合計画を策定する意志を示したものであり、憲法の理念に反したものではありません。	
(第14条)	第2項を以下のように提案 市の執行機関等は次に掲げる財政	具体的な手法に係るご意見ですが、分かりやすい条文とすることを条	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
効率的で効果的な 市政	状況等を市民にわかりやすい資料を作成し市民に公表説明します。 (1)連結決算 (2)予算での款・項・目・節について (3)財政運営の主要指標の適正値と計画の作成 (4)予算の編成過程と執行状況 (5)決算の改善点等	例作成のコンセプトとしており、具体的な手法等については、個別に整理していくこととしております。 公表する資料など具体的内容については、様々なものが想定されるため、条例を運用する中で適切な資料を公表し説明してまいります。	
(第14条) 効率的で効果的な 市政	新しい項目として追加 「市の執行機関等は市の財政の状況を総合的に把握し、健全で透明な財政運営を行います。」	ご意見の趣旨は既に条文に含まれていると考えております。	
(第14条) 効率的で効果的な 市政	財政運営と行財政改革を二つに分ける 財政運営は、行政運営の財政的基盤を形成し、行政機構、行政運営の柱中の柱である。 総合計画 財政運営 行政評価 政策法務		
(第14条) 効率的で効果的な 市政	基本条例全般に亘り、予算について述べられていないが、特に財源を必要とするものもあり、一考願いたい。		
(第14条) 効率的で効果的な 市政	新しい項目として追加 「財政健全化推進委員会を設置します」	現在、行財政改革推進計画の円滑な推進を図るためその進捗状況について報告を受けるとともに、必要な事項を協議する「行財政改革推進計画委員会」を設置してところでし	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
(第14条) 効率的で効果的な 市政	新しい項目として追加 (行財政改革) 「市の執行機関等は、効率的で効果的な行政を行うため普段に行財政改革に取り組みます 1 市の執行機関等は、行財政改革推進委員会を設置し、その活動結果を市民に公表します。」	て、ご提案の新たな委員会の役割は、既に果たしていると考えております。	
(第15条) 組織体制	「対応するため」の後に「簡素で」を挿入。 「機能的な」の後に「ものになるよう継続的に改善し」を挿入。	「効率的で機能的な組織体制を整備します。」の中に、ご提案の趣旨は含まれていると考えております。	
(第15条) 組織体制	「市政」を「行政」に替える。	行政には国や県もあることから、「市政」とし、「市政」の定義を「市長等又は市議会が行うそれぞれの活動をいいます。」に修正しました。	
(第17条) 人事体制	第1項「市の執行機関等は、」の後に「人事評価のための必要な客観的基準を公開し」を挿入。 「適切な」を「納得のいく」に替える。 「人事配置を」の後に「最大限の努力で」を挿入。	分かりやすい条文とすることを条例作成のコンセプトとしており、客観的基準の公開などの具体的な手法等については、個別に整理していくこととしております。 なお、「納得のいく」等の表現については、条例になじまないと考えます。	
(第17条) 人事体制	第2項「市政」を「行政」に替える。	行政には国や県もあることから、「市政」とし、「市政」の定義を「市長等又は市議会が行うそれぞれの活動をいいます。」に修正しました。	
(第18条) 公益通報 制度	第1項 「市政」を「行政」に変える。 「...を受ける体制を」の後に「条例を定めることによって」を挿入。		

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
(第19条) 審議会等	2号は以下のように提案 「市の執行機関等は、審議会等の委員については、識見を有する者を選任するほか、法令等により委員の構成が定められているものを除き、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するものとしします。」	ご指摘のようなことは、十分想定されることでありますことから、公募市民の規定は、努力規定としております。	
(第19条) 審議会等	「審議会は、原則として公開とすること」を盛り込む。	分かりやすい条文とすることを条例作成のコンセプトとしており、具体的な手法等については、個別に整理していくこととしております。	
(第19条) 審議会等	3号として、「審議会は原則として公開とします。」を追加してほしい。	なお、「審議会等の設置等に関する指針」で審議会等は、現在も、原則公開となっております。	
(第19条) 審議会等	審議会は何をするものか明確でない。一般的に審議会の役割として、市長への答申、許諾が考えられるが、この条例で、市民と行政(市長)をつなぐものとして位置づけて、「計画等の方向付け、論点整理等の機能を有する」と定義すべき。	審議会の設置目的は多々ありますので、ここで具体的な規定はできません。 なお、各審議会の設置目的は、要綱等で定めているところです。	
(第19条) 審議会等	新しい項目として追加 ・公募人員の全体の割合(3分の1~2分の1) ・公募採用の評価基準の公表 ・公募委員に採用された者の評価・論文の公表(氏名は秘匿・非公開)	分かりやすい条文とすることを条例作成のコンセプトとしており、具体的な手法等については、個別に整理していくこととしております。	
(第20条) 行政手続	「市の執行機関等は」の後に「手続きの情報を公開し」を挿入。	各手続きの情報の公開については、行政手続条例に基づき実施してまいります。	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
(第21条) 意見等の 取り扱い	<p>「苦情・意見等の取り扱い」とし、以下の内容を追加。</p> <p>(苦情等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の執行機関等は、市民の行政に関する苦情等に対し、誠実に対応し迅速に市民に回答します。</li> <li>・市の執行機関等は市民からの苦情に対してすみやかに公正で道理のある解釈をし、その原因となった諸原因と仕組みを公表し、再発防止等の適切な対応をします。</li> <li>・市の執行機関等は市民の苦情等を年次報告して公表します。</li> <li>・市の執行機関等は市民の意見提案等が活かされる提案制度を創設します。</li> </ul>	<p>分かりやすい条文とすることを条例作成のコンセプトとしており、苦情等に対しどのように対応するのかなどの具体的な手法等については、個別に整理していくこととしております。</p> <p>なお、意見等に苦情も含んでおります。</p>	
(第21条) 意見等の 取り扱い	<p>市民の意見をしっかりと聞いていただけるシステムづくりをして欲しい。</p> <p>特に歩道の整備をして欲しい。</p>	<p>条例の趣旨を踏まえ、市民のご意見はしっかりと聞いてまいります。</p>	
(第22条) 説明責任	<p>「説明・応答責任」とする。</p> <p>「...段階において、」の後に「その施策の目的・経過」を挿入</p>	<p>ご提案の趣旨は条文に含まれており、具体的にわかりやすく説明することで説明責任を果たすことになると考えております。</p>	
(第23条) 公的オン ブズマン	<p>「市政」を「行政」にする。</p>	<p>行政には国や県もあることから、「市政」とし、「市政」の定義を「市長等又は市議会が行うそれぞれの活動をいいます。」に修正しました。</p>	
(第23条) 公的オン ブズマン	<p>公的「オンブズマン」は「パーソン」がいいと思う。</p>	<p>「オンブズマン」とは、苦情を処理する機関、人という意味で、一般的で、市民になじみのある言葉であることから使用しました。</p>	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
(第23条) 公的オンブズマン	「市議会及び市の執行機関等が行う市政に関する誠意ある市民の意見・要望・提案等処理するための機関として、別に条例の定めるところにより、公的オンブズマンを設置するものとする」に改めてはどうか。 市議会をはずすのはどうかと思う。 市議会こそ市民の代表と思う。	公的オンブズマンの役割はこれから具体的に検討していきますが、一般的に、市民に直接利害関係があったものを対象にしており、その対象となるのは殆どが市長等が行うものであることから、「市長等が行う市政」に限定いたしました。	
(第23条) 公的オンブズマン	公的オンブズマンの役割として「市の執行機関等が行う市政に関する市民の苦情を処理する機関」とあるが、「市政全般の監査的役割」とし、その中に「市民の苦情についても処理する」等、オンブズマンの役割を広げて欲しい。	公的オンブズマンの役割はこれから具体的に検討していきますが、市長等が行う市政の監視については議会の役割。監査については監査委員の役割としております。	
(第23条) 公的オンブズマン	公的オンブズマンの人選が難しそう。どのような人を選ぶのか。		
(第23条) 公的オンブズマン	設置することには反対しないが、問題は公平かつ中立的な立場で問題に対処できる識見のあるオンブズマンの人選である。考え方に多少の差異はあっても、最終的には公人としての立場でオンブズマンの役割を果たせる人材の確保に留意すべきである。	公的オンブズマンの人選の基準等につきましては、これから具体的に検討していきますが、ご指摘は重要なことであり、今後の参考にさせていただきます。	
(第23条) 公的オンブズマン	公的オンブズマンは馴れ合いになりそう。		



項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
(第24条) 危機管理	「危機」にも多くの種類が想定される。陸・海・空のルート選択、食料、医療品、住宅の代替、未だに地震が起きると対処は自衛隊に頼りきりである。具体的な対策シュミレーションはできているのか。内容を大きく扱うことで、市民生活に注意を促せると思う。	ご意見の通り、あらゆる「危機」が想定されます。行政のみならず、個々の市民や事業者の方々との連携、協力が不可欠であることから条文に位置付けました。	
(第24条) 危機管理	「...安全を確保するよう」の「よう」を削除し、「ために、常時必要な災害・危険情報等を市民に周知し、」を挿入。 「努めます」を「図ります」にする。	分かりやすい条文とすることを条例作成のコンセプトとしており、市民への周知などの具体的な手法等については、個別に整理していくこととしております。 また、「努めます」については、市民や関係機関など多くの関係者の連携、協力により危機管理体制を構築していくことから努力規定といたしました。	
(第24条) 危機管理	「危機管理体制」の具体的内容を項目別に示していただきたい。	分かりやすい条文とすることを条例作成のコンセプトとしており、様々な「危機」に対応する体制などの具体的なものについては、個別に整理していくこととしております。	
(第25条) 情報共有の原則	第1項「...これを」以降を、以下のように提案 「これを市民に開示するとともに積極的かつ迅速に提供し、情報の共有を図る。」	第25条は「情報共有の原則」を実現するための規定を定めたもので、ご意見の趣旨は、既に条文に含まれていると考えております。	
(第25条) 情報共有の原則	第2項 「市議会に対し」の後に「市政」を挿入。	市民が市長等及び市議会に提供する情報は「まちづくり」に関する情報であると考えております。	
(第25条) 情報共有の原則	第3項を「市の執行機関等は、市民の情報提供に関する仕組みを整備し、その体系化を図る」とする。 図る...色々考え工夫して決める	「体系化を図る」ことは、「仕組みの整備」に含まれていると考えております。	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
(第25条) 情報共有の原則	情報の「開示」と「公開」は異なる。開示は、あくまで請求を受けて開示するものである。情報の公開、透明性の確保のため、また、積極的な情報の提供のことであれば、「公開」とすべき。	情報公開条例に基づき開示する情報と情報公開請求がなくても積極的に提供する情報に分けて表記しました。	
(第25条) 情報共有の原則	第25条第1項～3項の末尾は、「...に努めます。」を「...を行いません。」とすべき [理由] 前文に先ず「情報の共有を前提にして...」とありますし、情報共有は原則であることから、勿論、努力規定ではおかしく、義務規定とすべきです。	情報提供の仕組みを整備することは不可欠であることから、ご意見を踏まえ、第3項を「仕組みを整備します」としました。 なお、第1項は情報公開条例に基づく「開示」と第2項は市民の方々が行うことであることから、努力規定としております。	
(第25条) 情報共有の原則	市民に情報提供の責務があるのか。もし、あるとしても、市の機関、議会は、どのように対応しようとするのか。	市民からの情報提供は、努力規定としておりますが、まちづくりの状況を知ることで、より市民の意向を踏まえた市政が実現できると考えております。	
(第25条) 情報共有の原則	情報を見やすくしてホームページにアップしているようなといいと思う。 どんな情報がアップされているか、ネット以外の方法でも宣伝して欲しい。	ホームページをはじめ、様々な形で情報提供が必要であると考えております。今後、情報提供に関する仕組みを整備する中で検討してまいります。	
(第26条) 個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「信頼される」を「信託された」に変更。</li> <li>・「市政の実現のため」の後に、「市民の自己に関する個人情報の開示訂正削除する権利を保障するとともに」を挿入。</li> <li>・「するとともに」を削除。</li> </ul>	個人情報の適正な管理は、「信頼される市政の実現のため」に行うものだと考えております。また、分かりやすい条文とすることを条例作成のコンセプトとしており、自己情報の開示や訂正、削除などの具体的な権利については、個別に整理していくこととしております。なお、これらの権利は既に個人情報保護条例に規定してあります。	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
(第27条) 参画の原則	<p>参画の原則は、市議会及び市の執行機関等と、市民の二つに分ける。</p> <p>1項で、「市議会及び市の執行機関等は、市民の積極的な市政・まちづくりへの参画を拡充推進し、その保障を図る。」</p> <p>2項で、「市民は、自治の推進の主体としての自覚をもって市政・まちづくりに積極的に努めます。」</p> <p>市議会、執行機関の役割と市民の役割と区別して明記。そのほうが役割を一層はっきりさせることができる。</p> <p>市民・住民参画のための計画等を立案する主体は議会、執行機関等である。市民・住民は、その計画に主体的に参画することができる。</p> <p>3項として、以下を盛り込む 「参画による市政・まちづくりは男女が、その特徴を生かして共同して取り組むことによって大きな成果が期待できます。」</p>	<p>第27条は、市民、議会、行政が参画による市政・まちづくりに取り組むという原則を定めたものであることから、市民を分けては規定しませんでした。ご意見の趣旨は条文に含まれていると考えます。</p> <p>また、男女が共同して取り組むことに係りますご提案は、その趣旨は理解した中で、このような表現にしております。</p> <p>なお、参画に係る具体的なことは、第30条で規定しております。</p>	
(第28条) 青少年・子どもの参画	<p>青少年や子どもに参画する権利は第5条に含まれているが、ここではその権利が果たせるように環境づくりをすることに絞って明確にいうべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「青少年・子どもが有する市政・まちづくりに参画する権利が」に修正しました。</p>	
(第28条) 青少年・子どもの参画	<p>削除が妥当です。未成年者には義務の免除と権利の制限があり、法的行為能力に制約があるため、権利のみを認めるのはおかしいのではないのでしょうか。結果に責任を負えない未成年者に、参加資格はありません。</p>	<p>市民に参画する権利があるのと同様に、青少年・子どもにも参画する権利があると考えております。特に、次代を担う青少年や子どもが、市政・まちづくりに参画していくことは重要であることから規定したものです。参画していくことによ</p>	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
(第28条) 青少年・子どもの参画	未成年者の参画について、わざわざ権利という言葉をつける必要があるのでしょうか。	り、責任の意識が高まるものと考えます。	
(第28条) 青少年・子どもの参画	中学生地域交流事業で中学生が参加しているが、2時間の作業時間を早く終わればよいと意欲がない。平日授業は間に正規の授業として実施が望ましい。	ご意見の趣旨といたしましては、青少年・子どもたちが市政・まちづくりに積極的に参加して欲しいということだろうと理解いたしました。そのような趣旨から、青少年・子どもの参画を規定しております。	
(第28条) 青少年・子どもの参画	中学校単位でなく中学生に限定せず、むしろ小学生のような小さい時期に体験させたほうが効果的と思う。		
(第28条) 青少年・子どもの参画	「青少年・子どもが」の後に、「年齢・能力に応じて市政・まちづくりに」を挿入。	青少年や子どもが参画する環境づくりでは、年齢や能力だけでなく、様々な方法が想定されますことから、特に加えませんでした。青少年・子どもの参画する権利が実効性のあるものとなるよう、環境づくりに努めてまいります。	
(第29条) 協働の原則	1項の文末「取り組みます」の部分を、「取り組み、これを推進します」に変更。	ご意見の趣旨は条文に含まれていると考えます。	
(第29条) 協働の原則	「市民、市議会及び市の執行機関等は、協働の意味・意義を十分理解することに努める」という一文を入れて欲しい。 〔理由〕 協働で市政を行うということとは、どういうことかを、十分認識理解することが、協働による市政まちづくりの第一歩と考えるから。	協働の意味等は、第2条にも規定しておりますが、ご指摘のように、十分理解することが必要ですので、今後、協働についての理解が深まるよう取り組んでまいります。	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
(第30条) 市民参画・協働のための仕組み	1項の「市民参画を推進」の後に「拡充」を挿入。	ご指摘を踏まえ、第30条、第31条を「拡充推進」に修正しました。	
(第30条) 市民参画・協働のための仕組み	「仕組みを整備します」を、「参画の対象、参画の形態、手法、参画の手続き、推進の体制等、市民参画の仕組みを整備、体系化を図ります」に変更。	参画の対象等の参画を推進するための基本的な事項は、第31条に規定しておりますように別に条例を定めることとしております。また、「体系化を図る」ことは、「仕組みの整備」に含まれていると考えております。	
(第30条) 市民参画・協働のための仕組み	第2項の「それぞれの事案に応じて」を削除し、「参画の原則と、第27条1項、及び第30条1項に基づき、」に変更 「選択するとともに」は、「選択し」に変更		
(第30条) 市民参画・協働のための仕組み	第4項の「整備します」を、「整備し、その体系化を図ります」に変更		
(第30条) 市民参画・協働のための仕組み	市の召集で集まった人だけでなく、無差別アンケートなど、消極的な人の意見も取り入れる仕組みを作るべき。	ご意見の趣旨は、市民参画を拡充推進するための仕組みを整備する中で検討してまいります。	
(第30条) 市民参画・協働のための仕組み	市の執行機関は組織間の連携を図り総合的に協働を推進するための仕組みを整備します。 〔理由〕 市政の憲法である本条例に、縦割りの弊害の枠を超えて協働を推進す	協働を拡充推進する仕組みの整備は、総合的に検討していかなければならないことであると認識しております。ご意見を踏まえ今後、組織間の連携を図りながら検討してまいります。	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
	る仕組みを整備すると明文化したい。		
(第30条) 市民参画・協働のための仕組み	新たな項目として、「第三者機関として市民参画推進評価委員会の設置」と、「市民の参画を記録し、各年度毎に公表する」を盛り込んで欲しい。	第37条(自治推進委員会)で記載しておりますように、「参画」に関する重要事項については自治推進委員会で審議することとしております。また、具体的な方法については、今後検討したいと考えております。	
(第31条) 参画と協働によるまちづくり条例	第31条は以下のように提案 「住民・市民参画と協働をさらに推進するために、市民参画・協働の条例を別に定めます」	ご意見の趣旨は条文に含まれていると考えます。	
(第31条)参画と協働によるまちづくり条例	(1)「参画と協働を推進するための基本的事項については、別に条例を定める」とあるが、定める時期とその概要について示していただきたい。(2)「情報共有の原則」については、挙げられていないが、基本条例の三本柱であり、同様に定める必要が有ると考える。(例：市民の情報提供の具体的要領等及び市の執行機関等が整備する情報伝達に関する仕組みの具体的事項等)	当該条例の制定に当たっては、当然のこととして市民参画で行わなければならないと考えておりますが、現時点では制定時期及び概要はお示しできません。 情報提供に関する仕組みは、第25条で整備することとしておりますが、新たな条例策定は、既に情報公開条例や個人情報保護条例があることから規定しませんでした。	
(第31条) 参画と協働のまちづくり条例	参画と協働によるまちづくり条例は、大仕事になるでしょうが、市民の意見を募集して、よいものをつくって下さい。	よりよい条例となるよう市民の皆様と共に作り上げてまいりたいと考えております。	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
<p>(第31条) 参画と協働によるまちづくり条例</p>	<p>危機管理の場合と同様(さらに広範囲になる)の課題が予想されるが、日常活動が中心となるので取り組むべき内容もひろくなり、先に意見募集の際に論点となっていた校区(学校)の役割を含めて、どこまで書き込めるかポイント。一方で、市民の方に分かりやすい簡潔な内容・表現も求められるところであり、難しい調整が残されるのではないかと。頑張ってください。</p>		
<p>第5章 コミュニティ活動 (第32条)</p>	<p>自治会(町内会)を市民参画、市民協働を発展・活性化させる実践の場と位置づけ、条例に盛り込むこと *第5章コミュニティ活動に追加できないか 身近な地域におけるまちづくりの推進 (まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり) 第 条 熊本市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。 まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの(地縁による団体を除く。)又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。 (1)まちづくり活動の場及び機会の充実に関すること</p>	<p>自治会をはじめとした身近な地域コミュニティ活動の推進については、政令指定都市を目指す中でも最も重要なことであると考えております。合併した旧富合町や合併予定の植木町・城南町には自治会がないことや自治会以外にも多くの地域団体が活動をされていることから、地域コミュニティ活動全体を推進するという記載とさせていただきました。</p>	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
	<p>(2) まちづくり活動に資する情報の共有に関する事</p> <p>(3) まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関する事</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取り組みに関する事</p> <p>*札幌市自治基本条例(平成18年10月3日)から一部引用しています</p>		
<p>第5章 コミュニティ活動 (第32条)</p>	<p>定期的な自治会だより発行、町内一斉清掃の取り組み、地域の防犯活動、美化活動、自主防災クラブ等の、自治会(町内会)活動については、それら推進させる制度を盛り込むこと</p>		
<p>(第32条) 地域コミュニティ活動</p>	<p>現在、市民の自治活動で最も密着し重要視されているものとして、「町内会活動」がある。これを明文化し、より堅実な活動に向上発展させるため、法制化をお願いしたい。</p>		
<p>(第32条) 地域コミュニティ活動</p>	<p>第1項と2項を合わせ、以下のように提案</p> <p>「市民は、自ら組織を作り、住民が住み続けたいと思う住みよい地域社会を目指して身近な地域課題を計画を策定し、市民相互の協働により解決していくとともに、地域活動での自らの役割を自覚し、個人・団体相互を十分尊重し、自主的な地域コミュニティ活動を推進するよう努めます。」</p> <p>第3項は、「市の執行機関等はそれを支援する」とする。</p>	<p>「住民が住み続けたい地域社会」については、第3条の自治の基本理念で規定しております。</p> <p>その他のご意見の趣旨は、条文に含まれていると考えております。</p>	



項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
第 6 章 住民投票	<p>住民投票は安易に導入するべきではないと考えます。何のための議会制民主主義でしょうか。直接民主主義は、市長、議会の権限の侵害であり、大衆迎合政治となり、重要政策の意思決定が迅速に出来なくなり、恣意的団体に政治的に悪用される可能性があります。</p> <p>住民投票の代替手段はすでにあります。民意を知るためなら世論調査や、法に基づく直接請求で十分ではありませんか。</p>	<p>住民投票は地方自治法に定められた手続きであり、住民の意思を確認する方法のひとつです。住民自治を進めることから、あらためて条例に規定しました。</p>	
(第 34 条) 住民投票	<p>常設型の住民投票条例の制定 以下、その条例の骨子 「市民は、市民による連署か直近の市議会選挙及び市長選挙の投票率のうち、いずれが高い投票率の 6 分の 1 以上の連署をもてなされた時は、他の規定にかかわらず速やかに住民投票を実施しなければならない。」「住民投票の結果は、住民、市議会、市長等は従わなければならない」「自治法上の住民投票条例承認は前提として」</p>	<p>住民投票の請求要件は、時間をかけて市民の方々のご意見や社会情勢を踏まえて検討していかねばならないことだと考えております。現時点では、地方自治法に定めと同じにしました。</p>	
(第 35 条) 住民投票の請求及び発議	<p>住民投票を規定した条例の制定とありますが、住民投票の結果が、市長、市議会を拘束することに問題はありませんか。</p>	<p>投票結果に法的拘束力はないとされていますが、条文案では、市長は住民投票の結果を尊重することとしております。</p>	
(第 37 条) 自治推進委員会	<p>第 1 項の冒頭に「市における自治の拡充推進を図り暮らしやすい地域社会の実現のため」を挿入 自治の拡充推進を図るために設置すると言う目的を書く</p>	<p>ご意見を踏まえ、「本市の自治の推進を図り、個性豊かで活力に満ちた社会の実現に寄与するため」を追加しました。</p>	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
(第37条) 自治推進委員会	<p>第2項は、「委員会は、市長の諮問に応じ、自治運営の基本原則等、自治の推進に関する事項について市長に答申する。」</p> <p>以下、盛り込むべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は答申を尊重</li> <li>・人員15人 学識、公募市民、採用者の論文公開</li> <li>・任期は2年</li> <li>・会議は公開し、会議録も公開</li> <li>・市民からの要望書の受付</li> <li>・条例の見直しについて市長に答申することができる</li> </ul>	<p>分かりやすい条文とすることを条例作成のコンセプトとしており、人員や任期などの具体的なことについては、規則で定めることとしております。</p>	
(第37条) 自治推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第37条第1項は、「委員会は、市長の諮問に基づき、自治の基本理念及び自治運営の基本原則等に関する重要事項を審議します。とすべき</li> <li>・第37条第2項は、「委員会は、自治の基本理念及び自治運営の基本原則等に関する重要事項について、市長に意見を述べるができます。」とすべき</li> </ul> <p>[理由]</p> <p>市民が自治の主体としての役割を自覚し担う自治推進委員会の審議は、熊本市の自治全般が対象であり、当然、自治の基本理念を含み、自治運営に関しても原則以外も含んで[原則等]とすべきです。</p>	<p>ご意見を踏まえ、審議事項の「自治運営の基本原則に関する重要事項」の後に「その他の事項」を追加しました。</p>	
(第37条) 自治推進委員会	<p>自治推進委員会の設置は、「条例で定める」と明記すべき。規則ではなく、自治基本条例の構成要素である以上、条例で定めるべき。</p>		

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
<p>(第37条) 自治推進委員会</p>	<p>自治推進委員会の構成員は、市民、市議会議員、市執行機関職員及び自治に識見を有するものとすべき</p> <p>構成員は15人以下で、5人(市民)議員(5人)、職員(3人)、識見(2人)とし、市民委員は、選定時提出の論文及び選定理由等公開原則の公募にて選定し、識見委員は、議長推薦、職員委員及び識見委員は、市長の推薦によるものとする。</p> <p>その他条項等細部は、熊本市自治基本条例検討委員会に委ねたい (理由) 市民、議会、行政の三者による自治を目指しての本条例であることから、素案の構成員では、不十分であり、議会(議員)を当然加えて然るべきです。</p> <p>検討委員会での一巡目に参考とした各条例案4つ全てに、議会が入っていることからそうすべきです。市民委員の公募は、公開公募が原則ですし、構成員の人数は本条例に明記すべきです。</p> <p>また、立場や、権限等も一巡目の各条例を参考にし、明記が必要です。検討委員会に細部を委ねる理由は、検討委員会での議論を評価しての提案です。</p>	<p>分かりやすい条文とすることを条例作成のコンセプトとしており、自治推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に規則で定めることとしております。</p>	
<p>(第37条) 自治推進委員会</p>	<p>人選が難しそう。仕事の中身が不明なので必要なのか疑問。</p>		

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
(第38条) 最高規範性	第38条第2項の末尾は、「自治の推進に努めます。」を「自治を推進します。」とすべき [理由] 本条例を最高規範と謳っている訳ですから、当然、努力規定ではおかしいのではないのでしょうか。	市民への規定でもあり、義務規定は厳しいことから、努力規定といたしました。	
(第38条) 最高規範性	憲法以外に最高規範ということは有り得ないと思います。一旦この条例を決めてしまうと市長の附属機関の「熊本市自治推進委員会」が重要事項を審議し、その意見次第で今後出される条例ばかりか、前に決まった条例迄も見直しを行政、市議会に迫ることになります。これは市民に選ばれた議会の無力化をきたし、時の市長の独断も招きかねません。この8章は削除すべきだと思います。	法体系上は、個々の条例にその優劣、高低はありません。本市の自治を推進するため、他の条例、規則等の制定改廃などに当たっては、この理念を尊重して整合性を図ることを明記しており、そのような意味から最高規範性をもつ条例という表現にしております。	
(第38条) 最高規範性	第8章の最高規範性と謳っている項目は、議会制民主主義を無視するものである。すべて削除すべき。	なお、自治推進委員会の役割は、情報共有、参画、協働等を検証するもので、市議会の役割に影響するものではないと考えております。	
(第38条) 最高規範性	新しく熊本市の自治の最高規範など定める必要はありません。また、熊本市の最高規範などというものに、一市民として拘束されたくありません。		
(第38条) 最高規範性	冒頭に、「この条例は、熊本市の最高規範性を有するもので」または「熊本市の自治に関する基本理念や基本原則を定めるもので」を挿入する。「他の条例・・・」で始まるのは、条文の文章としておかしい。	条例の目的は第1条で「この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに・・・」で記載しておりますので、ここでは、特に盛り込む必要はないと考えております。	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
(第39条) 条例の見直し	条例の見直しは必要なときに見直せばよい。期限を切る必要はない。	昨今の状況を踏まえると、今後の社会情勢や経済情勢の変化は、予想できない状況です。4年を超えない期間ごとにこの条例を見直すことを明記することで、本市の自治をより進んだものとしていきたいと考えております。	
(第39条) 条例の見直し	第39条は以下のように提案 「市長は、この条例の一部改正、見直しに関して自治推進委員会に諮り、意見提出を求める。」	ご意見を踏まえ、37条の「自治運営の基本原則に関する重要事項」の後に「その他の事項」を追加しました。	
その他	自治基本条例と連動して必要となる下部条例の制定について、時間的な整備期限が明記されていないことに、いささかの危惧を感じます。	当該条例の制定に当たっては、当然のこととして市民参画で行わなければならないと考えておりますが、現時点では制定時期はお示しできません。	
その他	子どもの教育、躰についての記述がないのは残念です。追加して欲しいです。	ご指摘の子どもの教育、躰は重要なことですが、具体的なものについては、個別に整理していくこととしております。	
その他	環境保全の責務は、市民含めて規定の必要があるのでは。	前文にあるように熊本市の有する豊かな自然環境や歴史遺産、文化、都市機能などを次世代に引き継いでいくことが必要であることから、自治の基本理念として第3条第6号にその考えを定めております。	
その他	市の各施設内のパブリックコメント資料設置場所がどこにあるのかわからない。案内や説明があるといい。	ご指摘の点を踏まえ改善してまいります。	
その他	自治基本条例をもっと知ってもらうべく、プロモーション活動を積極的に行ってはどうか。学生が手伝えることもある(ビラ配り、掲示、説明会の手伝い...)ので、私たちにもできることをお手伝いさせていた	協働の取り組みとして大変ありがたいご提案であります。様々な機会を通じて広報してまいりますので、ご協力をお願いいたします。	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
	だけたら幸いです。		
その他	H21.7.1 から熊本市全域で路上喫煙が禁止されたが、マイノリティの意見を無視してよいのだろうか。この条例を施行するにあたって、きちんと分煙できる仕組みを作らなければ、分煙は成立しない。強引な条例は少数派の人権を無視していないか。そのようなことでは、大きな成果は得られない。	分煙を進めていくためには、行政のみならず、市民や事業者のご理解、協力がなければなりません。その取り組みを進めるための条例であることをご理解いただき、様々な立場の方々の意見を踏まえた市政・まちづくりをすすめてまいりたいと考えております。	
その他	市民の意見が出しやすいように、例えば、気軽に立ち寄ったり、電話、e-mail で話ができるような、行政と市民の橋渡しの機関を設置して欲しい。	ご意見の趣旨を踏まえ、情報共有の仕組みづくりの中で検討してまいります。	
その他	観光に力を入れて欲しい	観光の分野でも参画、協働の取り組みが進むよう努めてまいります。	
その他	最近、公務員の不祥事が多く、自治基本条例が出来つつある中で、条例の中身と矛盾したことが多く、すごく残念である。	市民の信頼を得るよう努めてまいります。	
その他	北九州市には自転車公園があり、子どもたちが自由に自転車の練習ができる。熊本市も自然を守るだけではなく、そのような公園を設置してはどうか。また、自転車を処分するだけでなく、リサイクルしてはどうか。	自転車にやさしいまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。	
その他	中心市街地の駐輪場は移設して更に不便になった。整備して欲しい。		

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
その他	<p>「自治」といえば、自治会が浮かびあがるが、一体何なのかさっぱりわからない。市民の権利と責務の面から執行体制へ結びつけていくのが仕事のはずだが、頭の中は空っぽのようだ。今回のパブコメで地区により格差はあるはずだが、自治会なるものの存在に御一考願いたい。</p>	<p>町内自治会は、同じ地域に住む人たちが自分たちの意思によって自主的に組織された団体です。町内自治会の目的は、日常生活の中で発生する地域の課題を住民の共同で解決することによって、少しでも安心・安全な住みよい地域をつくることにあります。是非、活動にご参加いただければと思います。</p>	
その他	<p>本市とは政令指定突入目前に一步前進に祝すもの。 現在自治会の位置から先ずは校区を基本に当校区は11町の集合体に多種多様し、地々色特性、これらは統合化を基に統一運営に通ずと確信する。特に本市合併期に尚るとの具体的には町内会費月額300～1,000にあり。 次に公民館名称、公的、地域的等、今ひとつ繊細を欠くとの、他には役所とは縦割り行政による運営に要支障多発にて痛感。紙面の都合にて悪しからず。</p>	<p>自治を推進するためには、市民、市議会及び行政が対等な関係で各々の役割を担って取り組んでいくことが必要であり、自治基本条例の趣旨を踏まえ、協働の取り組みを進めていきたいと考えております。</p>	
その他	<p>自治自治と、市役所の仕事を自治会団体に肩代わりさせているきらいがある。 自治会長はそんな会合に出席のため、自分の町内の事業の主要実施に支障をきたしている。</p>		
その他	<p>自治会長の手当てもまちまちである。囑託として手当てを配分してもらいたい。</p>	<p>自治会をはじめとして地域団体の皆さんには大変お世話になっておりますが、特に熊本市から報酬等の支払は行っておりません。ご理解をお願いいたします。</p>	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
その他	<p>「愛市憲章」(昭和35年制定)は、そのまま良いのでしょうか。廃止するか。改定するか。</p> <p>私見としては、時代にふさわしい“市民憲章”に改定すべき。</p>	<p>「愛市憲章」については、郷土の先人たちから引き継がれてきた大切な憲章であると考えております。</p>	
その他	<p>私の校区では、2年毎に町内会長の任期を交替することになっている。以前は一人が何十年も会長を務め、亡くなられてから交替することになっていた。</p> <p>一人が長く会長を務めることによりマンネリ化し、総会への出席者も少なかったようだ。</p> <p>私は今年会長を務めることになった。</p> <p>2年毎の交替になってから、町内の意見がよくわかり、やる気が出てきた。</p> <p>地域のコミュニティ活動が良くなるように頑張りたいと思う。</p>	<p>地域のコミュニティ活動を推進するため自治基本条例を活用いただければと思います。</p>	
その他	<p>植木町及び城南町の住民が「熊本市自治基本条例」づくりに参画できない現段階において、政令市移行と同日付施行となる新条例をつくるのは、両町に対する熊本市の驕りであり、両町の住民感情を無視するものである。</p> <p>従って、政令市移行後に全市民参画のうえで「熊本市自治基本条例」を制定すべきである。</p>	<p>熊本市の自治を進めていくためのルールとして、一日も早く施行すべきであると考えています。また、平成24年を目指して準備をすすめている政令指定都市移行後には、自治基本条例の見直しも必要であると認識しております。</p>	
その他	<p>城南町、植木町との町村合併が現実化したこの時期に決めるのは如何なものか。2町村との合併が成った後の議会で議論するのが当然ではないか。もっとじっくり取り組んでいただきたい。</p>		



項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
その他	<p>市民意見を問うのに、期間が短すぎる。市政だよりが配布されるのは7月下旬なのに、8月10日が意見提出の締め切りとは、じっくり考え出すにはふさわしくない。</p> <p>せめて、発表後1ヶ月の期間は設けるべき。</p>	<p>パブリックコメントは7月10日から1ヶ月間実施しました。市政だより6月号にその旨を掲載しておりましたが、わかりにくい点もあったかと思います。今後わかりやすい告知を行うよう改善してまいります。</p>	
その他	<p>近年、コミセンや老人憩いの家は、地域住民の意思を十分に尊重し、建設・運営されていると理解するが、平成12年以前は、建物が先で住民の意見や協力、理解はほとんど得られておらず、利用計画やルール、活用目的が曖昧で、地域では混乱と軋轢が発生している。目的に一貫性が無いため、本来の趣旨と異なる使用がなされている。</p> <p>市町村合併や、裁判員制度や今回の基本条例素案のように、行政は事前に十分に住民にその趣旨・目的を周知徹底し、意見を尊重し、住民の納得、理解、協力を得ることに心血を注いでいることに共感する。条例の精神、趣旨等が確実に遵守されているか、行政は毎年精査し、改善策・見直しを指示することを切望する。</p> <p>熊本市老人憩いの家条例(昭和48年10月16日条例第39号 平成14条例44一部改正)その第5条、第6条を精読ください。</p>	<p>ご意見のように、情報共有、参画、協働は重要なことで、これらを踏まえ市政・まちづくりを進めてまいります。</p>	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
その他	<p>2～3日前、某テレビで父親が子ども2人の面倒を見ている状況が放映されていました。</p> <p>「以前私も民生委員で、父子、母子会のメンバーでした折、父子も母子と同じような待遇を！とって活動したことを思い出しました」</p> <p>熊本市は現在、如何でしょう。テレビ放映は他県でしたけど、何かの事情で父子となられた家庭も母子同様に扱って欲しいと今も思っております。</p>	<p>第3条の自治の基本理念に「一人ひとりの人権の尊重」を掲げており、さらに取り組んでいかなければならないと考えております。</p>	
その他	<p>次のような問題点等が素案にはあり、この条文では機能しないことが明白であるので、現実問題に対応できる第3次の自治基本条例を完成させるべきと要請する。（熊本駅周辺で行われている新幹線建設事業、土地区画整理事業等での対応を例に挙げ、問題点等が示されました。）</p> <p>（P59～P63まで続きます。）</p>	<p>熊本市の自治を進めていくためのルールとして、一日も早く施行すべきであると考えています。</p>	

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討委員会の報告書の説明会での意見は、素案の中に反映されたのか。その時点で、素案が出来上がっていたのではないか。</li> <li>・ 上位に立つ自治基本条例が「努めます」等の語句で、他の条例に解釈・運用の都度、整合が図れるのか。機能するのか。「努めます」等の語句は、全てやり直すべきであり、現行条例との整合性を、原点から全て見直すべきである。</li> <li>・ 西部第一土地区画整理事業に伴う新駅設置に絡み、約束が実行されていない。この様な詐欺師的・悪質なだましの市政を防止するための条文を自治基本条例に謳うべき。</li> <li>・ 「熊本市ラブホテル建築規制に関する条例」は機能していない。現行条例に対し、怠慢・不作為等の職員には、罰則を規定すべきである。</li> <li>・ 駅西土地区画整理事業でも、当初の計画と数々の違いが発生している。9条から12条までの市政理念が欠落している。熊本市政が市民・住民への当初の約束を守らせる条文が不可欠であり、そのためにも、罰則の概念が必要である。</li> </ul>		

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区に野放図な開発光景がある。このような状況に現行条例が機能するため、自治基本条例には配慮されているのか。</li> <li>・土地区画整理事業に伴い、健康被害を受けた事例があるが、23条の公的オンブズマンには、これまでの医療費補償・水道工事費・借地料などの損害賠償等の裁定権限は機能するのか。</li> <li>・貴重なかけがえのない景観・名所旧跡が、いともあっけなくこの世から永久に喪失している。このような状況を22条、25条、31条で機能すると思うのか。このような場合、誰が、どこで責任をとるのかも含めて、条文の再整備を図るべきである。</li> <li>・地域別環境配慮指針の地域に指定されている地区に、巨大新幹線高架構造物が建設されている。工事計画書・工事計画決定前で環境影響・景観等の法律・条例等の理念無視・怠慢・不作為のもたらした結果ではないのか。第2章の条文ではこのような事態発生に機能するとは思えない。広く・現実問題点等を確認しながら、高度の条文整備をやり直すべきだと確信する。</li> </ul>		

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
	<p>・新幹線工事で木樽棺桶の上に鉄板が敷かれ、歩行者や車が通行している。人として侵してはならない行為であるが、36条の「努めます」という表現でこのようなことが防げるとは思わない。再度、練り直すべきである。</p> <p>・春日第2団地・春日コミセン、春日保育園・横手保育園が建設され、また春日小学校は西口広場から90mしか離れていないとことにある。環境基本条例・関連条例等が機能しておれば、このような立地環境最悪の地点に建設されるはずはない。この様な環境行政に対する条文は、この自治基本条例には必要ないとの見解なのか。</p> <p>・土地区画整理事業での職員対応を見ると、市の人事考課理念には呆れている。17条程度の条文ではとても大丈夫とは思えない。</p> <p>・第1種住居地域に、巨大公共事業が施工中であり、整備が進んだとき、今後環境影響がこの地域にどのようなものかという、説明責任が欠落した中では、将来に対する不安、恐怖は増幅するばかりである。これに対し、自治基本条例は機能するのか。協働のまちづくり・自主自立のまちづくりの語句が、この地域に適応したまちづくり理念なのか。</p>		

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
	<p>・都市計画審議会が都市計画決定された区画整理事業の事業費が、増額していく推移を見ると、財政改革の足を引っ張っても適正評価制度もなく、投資対効果の市政は見え、なすがままの現実がある。これが14条だけで十分機能するのか。</p> <p>また、環境影響審議会も工事に伴う環境影響予測等、真剣に検討・審議していればこのような環境影響は出なかったと思う。このようなことから、このような審議会には地域住民・市民などが3分の1以上参画することが必要と確信する。</p> <p>・区画整理事業に絡む補償で、見解が変わったりしている。個々の具体的な事情に応じて社会通念上妥当な補償になるような損失補償等条例を機能させるための条文はあるのか。</p> <p>・生活環境激変に伴う小売業小店主への補償に対して、現行条例・損失補償基準があるにもかかわらず、できない旨を繰り返している。法解釈・運用欠落・市政能力に驚く。住民福祉向上能力の啓示が必要だと痛感する。現実に困窮は極めている現実問題の解明条文が必要である。</p> <p>・公的オンブズマン、自治推進委員会は自治基本条例の施行と合わせて同時に施行されなければ、総合機能しないことは明白である。</p>		

項目	意見の内容	意見に対する本市の考え方と対応	対応
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西部第一土地区画整理事業に伴う新駅設置に絡み、約束が実行されていない。この様な詐欺師的・悪質なだましの市政を防止するための条文を自治基本条例に謳うべき。</li> <li>・駅西土地区画整理事業でも、当初の計画と数々の違いが発生している。9条から12条までの市政理念が欠落している。熊本市政が市民・住民への当初の約束を守らせる条文が不可欠であり、そのためにも、罰則の概念が必要である。</li> </ul>		